

令和4年度 第4回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月4日（木） 13時30分～17時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

4 議題

- (1) 金額検討について

5 開 会

- (室 長)

引き続き今から、令和4年度第4回三重県最低賃金専門部会を開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

- (賃金係)

先ず、委員の出席状況についてですが、本日は、別所委員から遅れるとのご連絡をいただいております。従いまして、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして三好部会長よろしくお願いいたします。

6 議 事

- (1) 金額検討について

- (部会長)

令和4年度第4回三重県最低賃金専門部会を開会します。

これから、休会とし、労・使分かれていただいて、個別に検討していただくこととなりますが、基本的には明日が答申ということでございますので、そこを十分ご留意いただいたうえで、ご議論をしていただければと思います。

その前に、この全体会議の場で、何かございましたらお受けしたいと思いますが、

よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、休会とさせていただきます。

個別検討をいたしますので、事務局の方でご案内をお願いいたします。

(室 長)

本日の労使個別会場についてご案内させていただきます。

昨日と会場を交代させていただきます、

労働者側専門部会委員の先生は「3階 会議室」へ

使用者側専門部会委員の先生は「4階 基準部長室」へ

移動をお願いいたします。

労働者側は私が、使用者側は賃金係がご案内させていただきますのでよろしくお願
いいたします。

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会議場へ —

(部会長)

お集まりいただきましたので、全体会議に戻りまして再開をさせていただきます。

本当に長時間に亘りご検討いただきまして皆様本当にありがとうございます
ました。御礼を申し上げます。

労側、使側それぞれのご意見をお聞きしてまいりましたが、結果として
合意点を見出すことはできませんでした。

また、これ以上審議を重ねても、労使双方の歩みよりは期待できないと
判断をされましたので、公益委員としましては、公益案を示させていただ
き、採決を採らせていただきたいと思います。

公益案は、現行の三重県最低賃金を31円引上げ、933円となります。

採決に至る理由としましては、色々ございますけれども、中央最低賃金
審議会から示された目安の答申内容を十分参酌し、調査審議に特段の配慮
をした上で、総合的に公益として判断させていただいたものでございます。

この公益案で採決を取らせていただきます。

この案に賛成の方は挙手をお願いします。

・賛成 労側 3名 使側 0名 公益 2名

この案に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 労側 0名 使側 3名

賛成多数により、この公益案を本専門部会における結審としてお認めいただけたものと存じますので、事務方のほうで本審への報告書（案）の作成をお願い申し上げます。

（賃金係）

わかりました。これより作成してまいりますのでしばらくお待ちください。

— 事務局報告書(案)作成 —

（部会長）

先ほどの報告書（案）としてまとまりましたので、確認のため事務方のほうで朗読をお願いしたいと思います。お願いします。

（賃金係）

私のほうから朗読させていただきます。

— 賃金係、報告書(案)朗読 —

（部会長）

はい、ありがとうございます。

この報告書(案)についてご意見はございませんでしょうか。

ご意見なしと、異議なしということで、ありがとうございます。

ご了解いただきましたので、この報告書の本専門部会における結論として、本審の方へ報告させていただきます。

皆様には、非常に長時間金額検討等を重ねていただきましたが、我々公益の調整不足もございまして合意に達することができなかったことは、大変残念に思っております。

それでは、これで本専門部会を閉会とさせていただきますが、事務方から連絡事項等、何かございますか。

（賃金係）

それでは、最後に基準部長からお礼のご挨拶申し上げます。

（部長）

本日、また月曜日から4回に亘りまして、大変ご多忙のところまた暑かった週だと思えますけれども、三重県最低賃金専門部会にご出席いただきましてありがとうございました。

三重県の最低賃金の金額の改定については、8月2日に中央最低賃金審議会から示された目安の答申内容を十分参酌いただいたうえで、県下の諸情勢も踏まえて慎重なご議論を尽くしていただいたのではないかとというふ

うに考えております。

結果としましては、双方共に厳しい情勢であって、使側の反対という最終的な結論ではございましたけれども、ともあれ、部会長をはじめとする各委員の皆様方のご尽力には感謝を申し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、最後のお礼のご挨拶とさせていただきます。

予定時間を超えての長時間のご審議どうもありがとうございました。

(部会長)

それでは、これで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。お疲れ様でした。

(皆)

ありがとうございました。

以上